

## 第1節 風水害等に強い防災基盤の整備

建設部 農林水産部 上下水道部  
関係各部

災害から市域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しつつ、治山、治水、海岸整備事業等を計画的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

### 1 治山

森林は、環境保全及び防災上大きな役割を果たしており、山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかける。

#### (1) 予防、復旧治山事業

崩壊危険地及び崩壊地、浸食された溪流などの山地を復旧、整備し、荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るため、水路工、植栽工等を施行する。

#### (2) 保安林整備事業

機能の低下した保安林、被災した保安林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした改植や補植を行うとともに、水源かん養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成及び改良を実施する。

### 2 砂防

市域の一部は砂防指定地に編入されており、河川によっては、河状が悪く、付近からの流出土砂により河積が縮小し、洪水等の災害を招くおそれがある。また、山間部には急傾斜地が多く、がけ崩れ等の発生に注意を要する箇所がある。

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から人家及び人命を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊防止事業を推進するよう国及び県に積極的に働きかける。

#### (1) 砂防事業

砂防えん堤の建設や土砂流出防止の護岸工事等の整備を行うよう県に対し働きかけ災害の未然防止を図る。

#### (2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、がけの高さ5メートル以上、勾配30度以上の危険な箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう積極的に働きかける。なお、崩壊防止工事については土地所有者が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施行するよう県に対して積極的に働きかけを行う。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール（市街地では2ヘクタール）以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等地域に対応した防止施設の整備を県に積極的に働きかける。

3 河川保全

洪水や高潮等による災害を防止するため、各河川管理者は、緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、浚せつ、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を推進する。

4 都市排水

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。

5 道路・橋梁

道路・橋梁は、災害時の避難、物資の輸送、救援・救護、消防活動に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進する。

6 農地保全

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土保全に資する。

(1) 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれがある地域では、排水機、排水樋門、排水路等の整備を行い、予想される被害を未然に防止する。

(2) ため池等整備事業

かんがい用ため池のうちには老朽化し、堤体からの漏水、余水吐の能力不足等のみられるものがあり、改修工事を推進し、漏水等による災害を未然に防止する。

7 海岸保全

高潮・波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境を整備し、郷土の保全に資するため、漁港区域以外については、管理者である県に積極的に働きかけ、また、漁港区域については、各管理者は堤防・護岸の新設補強及び根固工、消波工、消波堤、離岸堤等の整備を推進する。

8 港湾・漁港整備

産業活動上重要な役割を果たしている港湾や漁港を高潮、波浪等による被害から防護するため、港湾については、管理者である県に積極的に働きかけ、漁港については、各管理者は防波堤・護岸等の外かく施設の整備を推進する。

## 第2節 災害危険地域等の予防措置

防災危機管理部 建設部 農林水産部 活力都市創造部

山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、いったん災害が発生した場合の被害軽減を図るため、市においては、県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進するものとする。

### 1 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所

#### (1) 土砂災害危険箇所（資料3-2～3-7参照）の予防措置

市は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進等に加え、土砂災害危険箇所の周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂災害危険箇所の予防措置に努める。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

ア 危険箇所等について、市民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。

イ 当該危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する防災訓練を実施する。

ウ 関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報紙等を積極的に活用して、市民に周知徹底を図る。

エ がけ崩れ等により被害が予想される市民を対象に、がけ地近接等危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の推進を図る。

オ 土砂災害防止法に基づいて指定された土砂災害警戒区域等において、新規住宅の立地抑制等のソフト対策を進める。

#### (2) 警戒避難体制の確立（資料3-15参照）

土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

ア 市は、各々の危険箇所及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じ、市民に周知する。また、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮

者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

(ア) 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき客観的数値に基づく具体的基準（降雨量等警戒避難基準）の設定

(イ) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予報、警報及び避難指示の伝達方法

(ウ) 適切な避難方法、避難場所

(エ) がけ崩れ等による危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等

イ 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し市長に報告するものとする。また、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を報告するものとする。（資料6-6参照）

## 2 山地災害危険箇所

(1) 本市における山地災害危険箇所は、資料3-8、3-9のとおりである。

(2) 市は、危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報紙、パンフレット等を積極的に活用して、市民に周知徹底を図るとともに、警戒避難体制について整備するよう努める。

## 3 防災重点農業用ため池

(1) 本市における防災重点農業用ため池危険箇所は、資料3-13のとおりである。

(2) ため池の管理者は、日ごろからため池の点検を行い、異常な徴候の早期発見に努めるものとする。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておくものとする。

(3) 市は、ハザードマップ等を作成する際に、防災重点農業用ため池浸水想定範囲、ため池の決壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を記載し、市民に周知するよう努めるものとする。

## 4 重要水防箇所及び浸水想定区域

(1) 重要水防箇所

ア 市は、「富山市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。

イ 重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定めるものとする。

(2) 浸水想定区域

ア 市は指定された浸水想定区域について、次の事項を定めるものとする。

(ア) 洪水予報及び水位周知河川における水位等の情報の伝達方法

(イ) 避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ウ) 当該区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の

配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（資料6－6参照）

イ 市は、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により市民に周知させるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

ウ 浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するものとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市長に報告するものとする。

市長は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。（資料6－6参照）

## 5 災害危険区域等

### (1) 土地利用に関する規制、誘導

県では、法令に基づき溢水、湛水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要がある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制することとしており、市は、県と連携し、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、土地の合理的な利用を図るものとする。

また、市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

### (2) 盛土による災害の防止に向けた対応

市は、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指示を行うものとする。

### (3) 災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止又は制限をする。また、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限することとなっており、市は、これらの制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

**\* がけ地近接等危険住宅移転事業**

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害の高いおそれの土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

**【対象区域】**

- ・ 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域

**【採択要件】**

事業計画に基づく移転であること

- ・ 既存不適格住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

**【補助内容】**（それぞれ、補助対象限度額が定められている。）

- ・ 除却費等：危険住宅の除却等に要する費用
- ・ 建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利息に相当する費用

**6 大規模氾濫に関する減災対策協議会**

国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

## 第3節 ライフライン施設等の予防対策

上下水道部 消防部 環境部  
建設部 活力都市創造部

上下水道等のライフライン施設は、市民生活、経済社会の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設等の災害防止対策を推進する。

### 1 上下水道施設の予防対策

本市の水道事業は、導水管・送水管・配水管等様々な管種や口径の水道管のほか、規模・能力が異なる水源地や配水池、ポンプ所など数多くの施設を有する。また、下水道についても、処理場、ポンプ場、管渠（汚水、雨水）やマンホール等、地域ごとに多様な施設を有している。

これらの上下水道施設が災害の発生により被害を被った場合、その機能低下を最小限にとどめるため、各施設の重要性や老朽度等を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進するとともに、速やかに機能回復できるよう体制の整備を図る。

#### (1) 組織体制の確立と応急対策マニュアル等の整備

災害発生時に上下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また、無線や携帯電話等による通信連絡網の確保に努めるとともに、緊急点検・応急対策マニュアル等を整備する。

#### (2) 施設整備

上下水道施設の各種調査・点検をするとともに、防災対策を推進し、風水害等に強い施設整備を図る。また、基幹管路のループ化や二重化等により、災害発生時のバックアップ機能の確保に努める。

#### (3) 支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、市の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、他の市町村との相互応援給水協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。

#### (4) 資機材の備蓄

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。独自に確保できない資材等については、民間企業も含めた支援体制を確保しておく。

#### (5) 図面等の整備

図面、図書類の整備については、災害復旧応援の受入れを含めて復旧活動等を迅速かつ円滑に行えるよう、関係課による情報の共有や保存方法の多様化等を図る。

#### (6) 防災訓練

市は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、単独での防災訓練の実施に努める。

(7) ライフライン関係機関等との連携

上下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

## 2 電力供給施設の予防対策

電気事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策を実施する際は、必要に応じて市との協力を努めるものとする。また、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、次の災害予防対策を講ずる。

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講ずる。

(2) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(4) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(5) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・簡易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

(7) 防災訓練・防災教育

災害対策を円滑に推進するため、定期的な防災訓練を実施する。また、市をはじめ防災機関等が行う防災訓練には積極的に参加する。

研修会等の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに防災意識の高揚に努める。



### 3 ガス供給施設の予防対策

ガスは、その性質上、常に安全確保が求められており、ガス事業法、高圧ガス保安法等の法令や基準の遵守はもとより、事業者及び関係団体による自主的な保安が図られているが、今後とも時代の要請に応じた自主保安体制の強化を図るものとする。

#### (1) 都市ガス

平常時よりガス施設の災害予防に十分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

#### ア ガス事故防止

##### (ア) ガス製造設備及び供給所設備

設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努めるとともに、災害時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

##### (イ) ガス供給設備

新設設備は、ガス事業法を遵守し、十分な強度の確保、保全に万全を期す。また、定期点検、検査計画を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

##### (ウ) 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が出入りする建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ、当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立消え安全装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

#### イ 防災システム、情報収集システムの充実

災害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。

##### (ア) 防災システム

##### (イ) 通信設備

#### ウ 災害時にとるべき措置についての広報、周知

ガスの使用者に、災害時にとるべき措置として、ガスの元栓、器具ガス栓及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。

#### エ 防災体制の整備と教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置がなにより大切である。このため、日ごろから緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。また、市をはじめ防災機関等が行う各種訓練には積極的に参

加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

(2) LPガス

一般家庭におけるLPガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、風水害時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。特に、ハザードマップを確認し、津波による浸水の恐れがある地域については、ボンベの流出防止に備えた対策を重点的に講じる。

イ 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は感震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及びSiセンサーコンロの普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

風水害の発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、洪水のときはガスボンベバルブを閉じ、ロープで固定することが、二次災害を防止する上で最善の方策であり、販売店等は、消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

#### 4 通信施設の予防対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要であり、市は、関係事業者の行う以下の対策に協力し、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。関係事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策を実施する際は、必要に応じて市との協力を努めるものとする。

(1) 公衆通信

災害時においても、通信が確保できるよう設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

ア 施設の防災対策

(ア) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル、トレンチ化等の対策により安全性を強化する。

(イ) 地下管路は、管路継手、マンホール取付けに安全対策を実施する。

(ウ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

(エ) 水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、とう道からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

イ 通信網の防災対策

- (ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成又はループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。
- (イ) 地中設備は、アクセス系ケーブルの地中化を推進する。
- (ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行う。
- (エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

#### ウ 防災機器の整備

- (ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。
- (イ) 非常用衛生通信装置（ポータブル衛星通信・超小型衛星通信）の増配備に努める。

#### エ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、自主防災訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

### (2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、次の点に留意し、防災対策を推進する。

#### ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

#### イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

#### ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

#### エ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

## 5 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

### (1) 処理施設の災害予防対策

#### ア 一般廃棄物処理施設

市は、既設の処理施設について、必要に応じて不燃・堅牢化に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設構造指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化に努める。

イ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅牢化に努める。

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備

ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場の確保

災害時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、環境部は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の一時保管場所の候補地を選定するとともに、災害廃棄物等の処理について、県、関係市町村及び関係団体との連携体制を整備する。

ウ 避難所等の仮設（簡易）トイレ等の確保

市は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレ・マンホールトイレの整備・確保に努める。また、環境部は、県、関係市町村及び関係団体との連携体制を整備する。

## 第4節 防災拠点機能の充実・強化

関係各部

消防施設、医療機関、災害応急活動等の拠点や避難所となる学校等、防災上重要な公共施設について、施設の堅牢化・安全化に努め、その機能の充実・強化を図る。

### 1 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

市庁舎、消防施設、医療機関、行政サービスセンターなどの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となる。

このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

### 2 公共施設等の堅牢化・安全化

市は、その有する公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。



## 第5節 組織体制の整備

防災危機管理部 建設部 企画管理部 関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

### 1 災害対策本部体制の充実

#### (1) 初動マニュアルの整備

災害発生時、特に初動期における各部・各班の活動を迅速・的確に行うため、各部は初動マニュアルの整備に努める。

#### (2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統についての習熟を図る。

#### (3) 本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備を進める。

ア 備品の固定及び落下物の防止措置

イ 停電時に備えた非常電源の整備

ウ 無線機器の点検・整備

エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備

オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

#### (4) 地区センター体制の強化

特に、発災初期の段階において地区センターは、被害情報の収集、避難所の開設等重要な役割を担う。そこで、地区センターに徒歩又は自転車でおおむね30分以内に参集できる職員の中から「地区センター班要員」をあらかじめ指名し、各地区センターに配備させることにより地区センターの体制強化を図る。なお、地区センター班要員の配備は発災からおおむね3日間とし、その後は災害の状況に応じて本部室が企画管理部職員班と調整のうえ配備職員を指名する。

#### (5) 即応できる体制づくり

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保するよう努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### 2 情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災関係機関との連絡調整体制の整備に努める。また、市民から

破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と連携し、相互間の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

**3 防災関係機関との協力体制の充実**

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報伝達・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 日ごろからの積極的な情報交換等

市及び防災関係機関は、総合防災訓練等を推進するとともに、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行い、防災組織相互間の協力体制を充実させる。また、必要に応じ、災害時に備えた協定を締結し、協力体制の強化を図る。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は、防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、通信体制の総点検及び通信訓練の実施に努める。

**4 自衛隊との連絡体制の整備**

自衛隊への災害派遣要請は、人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく（本編第2章第12節「自衛隊の災害派遣要請依頼」参照）。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

**5 広域応援体制の整備**

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、災害時における相互応援協定を締結しているが、さらに体制の整備充実を図る（本章第7節「相互応援体制の整備」参照）。



## 第6節 情報通信連絡体制の整備

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段としての無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。

このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

### 1 防災行政無線の整備（資料4－3参照）

(1) 防災行政無線（同報系）の整備状況は、次のとおりである。

- ア 富山地域 海岸部及び神通川、常願寺川、熊野川沿線（デジタル）
- イ 大沢野地域 全域（デジタル）
- ウ 大山地域 全域（デジタル）
- エ 八尾地域 全域（デジタル）
- オ 婦中地域 全域（デジタル）
- カ 山田地域 全域（デジタル）
- キ 細入地域 全域（デジタル）

(2) 防災行政無線（移動系）の運用状況は、次のとおりである。

- ア 小中学校（デジタル）
- イ 地区センター等市施設（デジタル）
- ウ 指定公共機関等（デジタル）
- エ 関係課車載型・携帯型トランシーバー（デジタル）

### 2 運用対策

- (1) 市は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努める。
- (2) 通信設備は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

### 3 富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用

県本庁、出先機関、県内市町村、各消防本部等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して、迅速・的確な情報収集・伝達を行う。また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化した「防災ネット富山」を活用する。

### 4 災害無線通信体制の強化

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話等又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基

づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

#### 5 多様な通信手段の確保

市は、NTT西日本が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、移動体通信事業者と、あらかじめ緊急速報メールの運用について取り決め、市民に対する情報伝達手段の確保に努める。

また孤立集落対策等のための衛星通信の活用など多様な通信手段の確保に努める。

## 第7節 相互応援体制の整備

防災危機管理部 消防部 上下水道部

大規模な災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な応急対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

### 1 市町村間の相互応援協定の締結等

市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市はすでに締結している応援協定以外に必要な応じて事前に遠方に所在する地方公共団体等と災害時の相互応援に関する協定を締結し、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、その体制を整備する。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

なお、市では現在、資料9-1のとおり協定を締結している。

### 2 防災関係団体・事業者との応援協定の締結

災害時には、防災関係団体や民間事業者との協力体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係団体・事業者との応援協定の締結を推進する。とくに、災害応急対策への協力が期待される建設団体等の担い手の確保・育成に関する取り組みの支援に努める。

### 3 情報交換

相互応援体制の強化充実資するため、必要に応じ災害時の応援等に係る情報交換を行う。

## 第8節 消防体制の整備

災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、消火体制の強化、救急救助体制の充実、消防水利の確保が重要である。

このため、消防力の強化、消防水利の確保を図り、救助資機材の整備を計画的に推進する。また、火災予防行政の強化や、消防職員・消防団員の消防教育訓練を推進する。

### 1 消火体制の強化

#### (1) 消火活動実施体制の整備

市は、火災の消火、人命の救助等の初動活動が速やかに実施できるよう体制を確立するとともに、消防力を強化する。

#### (2) 消火用資機材等の充実

市は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救助工作車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、その他の消防施設、設備等の整備充実を図るとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

#### (3) 消防団の育成・強化

市は、消防団員が災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、出動体制の確保、訓練等を推進し、育成・強化に努める。

#### (4) 相互応援体制の整備

本章第7節「相互応援体制の整備」参照。

### 2 救急救助体制の強化

#### (1) 救急救助活動実施体制の強化

市は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救急救助活動実施体制の整備に努めるとともに、救急救助用資機材や救助工作車の計画的な整備を図る。なお、本計画に掲載する、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）の情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。また、救助隊員に対する教育訓練の充実強化を図り、大規模災害時における適切な状況判断能力と救助技術の一層の向上を図る。併せて、消防救急デジタル無線を有効に活用するものとする。

#### (2) 消防団の育成・強化

前記1(3)参照。

#### (3) 相互応援体制の整備

本章第7節「相互応援体制の整備」参照。

### 3 火災予防行政・広報の充実強化

#### (1) 防火管理の徹底

市は、消防法第8条の規定が適用される防火対象物の管理について、防火管理者の選任、

届出、消防計画の作成とそれに基づく各種訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図る。

また、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者又は防災管理点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火・防災優良認定証」又は「防火・防災基準点検済証」を表示させる。

(2) 火災予防査察の徹底

市は、火災予防のため、計画的、継続的に予防査察を実施するものとし、必要な改善指導等を行う。また、一般住宅や事業所に対しても、消防団と連携し、火災予防の周知徹底を図る。なお、平常時においては次の点に留意する。

(ア) 住宅用火災警報器の設置率の向上及び維持管理の周知

(イ) 危険物等の保管場所の点検

(3) 広報活動の強化

市は、広報紙、広報車・消防ポンプ自動車等による広報や横断幕の掲示等を行い、防火意識の高揚を積極的に図る。

4 自主防災組織等の育成・強化

本章第16節「自主防災組織等の育成」参照。

## 第9節 医療救護体制の整備

大災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護体制を充実・強化する必要がある。

### 1 医療救護班の編制等

市は、病院事業局に災害時において活動する医療救護班を編制するとともに、他の公的病院や市医師会に対しても医療救護班の編成について協力を求める。市民病院は、地域災害医療センターとして十分な活動が出来るよう、体制の整備や施設・設備の充実に努める。

また、市は、医師会等関係団体の協力を得て、富山県地域防災計画に定める「医療救護活動」を基本に医療救護体制の整備に努める。

また、公的病院は、あらかじめ医療救護班の編成及び医療救護班設置要綱の作成に努めるものとする。

なお、富山医療圏内の病院は資料5-3を参照。

### 2 医薬品、医療資器材等の備蓄、調達体制の確保

市は、医療救護所において、必要となる医薬品等について、それを集積する医薬品集積センターを開設し、医薬品等の管理及び調達体制を整える。

なお、市内の主な医薬品等卸売業者は資料5-4を参照。

### 3 医療救護施設の安全性強化

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる市の施設について、ライフラインが寸断された場合も想定し、その安全性の強化を図る。

また、病院等医療救護施設においても、必要に応じて、その安全性確保を図るものとする。

### 4 連絡体制等の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施する。

### 5 応急手当に関する知識・技能の普及

市は、市民に対し、研修会や防災訓練を通じて、AEDの使用を含む心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

## 第10節 緊急輸送活動対策

防災危機管理部 建設部 財務部  
市民生活部

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急交通路、輸送体制について定めておく。

### 1 緊急道路ネットワークの確保

#### (1) 緊急輸送道路の整備

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、県では、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急輸送道路（地震防災特別措置法に基づく緊急輸送道路）を次のとおり指定している（資料7-1参照）。

第1次緊急輸送道路	県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路
第3次緊急輸送道路	上位路線を相互に補完する幹線道路

※地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられている道路

#### (2) 連携体制の強化

緊急輸送道路の各管理者は、平時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておくとともに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について建設関係団体等との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

さらに、国・県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつ

つ、無電柱化の促進を図るものとする。

## 2 緊急海上輸送路の確保

港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

富山港は防災の拠点として指定（県）されており、県と連携して、ヘリコプターを活用した拠点港からの航空輸送体制の整備や施設等の整備に努める。

## 3 緊急航空路等の確保

空港は、災害時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。

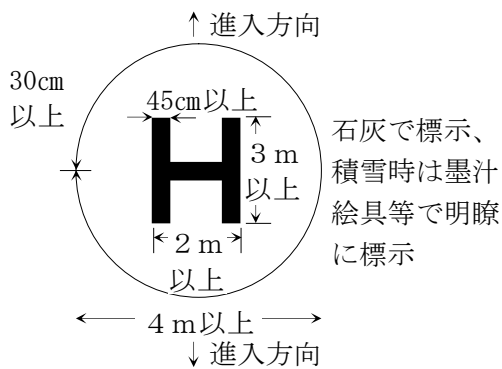
また、災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行うため、中山間地域をはじめとして、各地域に場外離着陸場を確保する（資料7-4参照）。

なお、場外離着陸場の危険予防処置として、次に留意する。

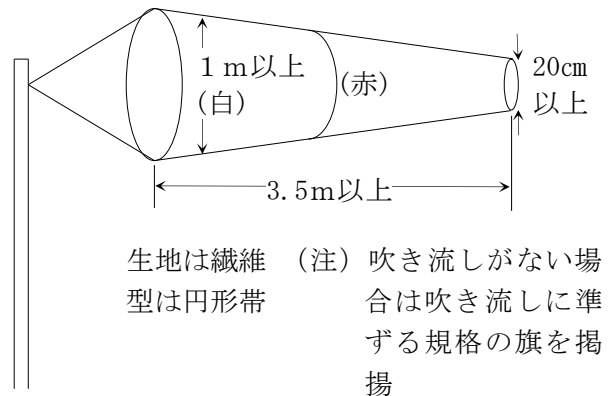
- (1) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らない。
- (2) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

あわせて、着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発災筒により着陸地点の識別を容易にする。

ア 記号の基準



イ 吹き流しの基準



## 4 緊急輸送用車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結する等体制の整備に努める。

## 5 防災活動用空地の確保

大規模な災害が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である本市に集結する場合、物資の集積場所、活動拠点としてのスペースが必要となるため、防災活動用空地として位置づけられるスペースを把握しておく。

## 6 緊急通行車両等の取扱い等

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両



の通行が禁止又は規制され、この規制措置のもとで、緊急通行車両及び規制除外車両を優先して通行させることとなる。

(1) 確認実施機関

緊急通行車両及び規制除外車両の確認は、県公安委員会（事務所管：県警察本部交通規制課）が行う。

(2) 確認対象車両

緊急通行車両

指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体等の災害応急対策において、以下のように使用される車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- カ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 確認手続

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、緊急通行車両の事前届出制度が設けられており、この制度の効果的な活用を行う（資料7-3参照）。

なお、規制除外車両についても、次の車両に限り事前届出制度が設けられている。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(4) 自動車運転者のとるべき措置

自動車運転者に対し、災害発生時のとるべき措置について、警察機関と協力して次の事項を周知徹底する。

ア 走行中のとき

- (ア) 落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は市に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。
- (イ) 停車する際は、安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、山道など

では地盤がゆるんでいることがあるので路肩に寄り過ぎないように注意すること。

(ウ) 停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(エ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われたとき

(ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

(イ) 速やかに移動することが困難なときは、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 第11節 避難収容対策

防災危機管理部 建設部 教育部  
福祉保健部 こども家庭部 市民  
生活部 消防部

災害発生時における避難者の収容のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定や、避難のための知識普及の広報を行い住民の安全確保に努める。

避難者については住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

### 1 緊急避難場所・避難所・避難道路等の確保

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保（資料6-1～6-2-3参照）

##### ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示す

るよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

さらに、市は、避難所生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかねて危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努める。

なお、指定避難所は、次の基準により指定を行い、必要に応じて、適宜見直すものとする。

<指定緊急避難場所及び指定避難所の設置基準>

- (ア) 指定避難所としては、学校、体育館等が適当である。
- (イ) 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。  
(消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡当たり2人としている。)
- (ウ) 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。
- (エ) 避難施設については、安全な建物（公有・公共的）で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。
- (オ) 海岸付近の指定緊急避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して指定緊急避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。

イ 指定避難所における施設、設備の整備

市は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を

整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。なお、施設、設備について、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮を行うよう努める。

- (ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、生理用品、パーティション、炊き出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マンホールトイレ、マット、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努める。その際、プライバシーの確保及び被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。また、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備や、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。
- (ウ) 災害時には、指定避難所における動物同伴による問題の発生が予想されることから、指定避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り指定避難所での収容を可能とするよう努める。

#### ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、避難所運営管理チームの設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

#### (2) 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

##### ア 避難道路の選定

市は市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- (ア) 避難道路はおおむね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- (イ) 指定緊急避難場所まで複数の道路を確保すること。
- (ウ) 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと。

- (エ) 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域をさけること。
- (オ) 落下物の危険性が少ないこと。
- (カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

イ 避難標識の設置

指定緊急避難場所及び指定避難所の市民への周知や避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難標識を設置するとともに、その付近には避難誘導標識を設置するよう努める。

(3) 繁華街、観光地における指定緊急避難場所等の確保

市長が行う避難指示等の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

(4) 被災者用の住居の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

2 避難活動体制の整備

市は、災害時において市民が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、平常時から避難に関する広報等に努め、また、町内会・自治会、自主防災組織及び関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの避難誘導體制の確立に努める。

(1) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- (ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- (ウ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市は、市民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、市民にその自粛を呼びかける。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 指定避難所における心得

(2) 避難誘導體制の整備

市は、指定避難所への市民の誘導方法について町内会・自治会、自主防災組織及び関係団

体等と協議し、適切な避難誘導體制を確立するよう努める。特に、要配慮者（高齢者、障害者等）の避難誘導體制の確立に努める。

### 3 防災上特に注意を要する施設の避難計画

#### (1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、医療施設及び社会福祉施設等の管理者は次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定するなど、避難体制の整備に努める。

ア 防災情報の入手体制

イ 指定避難所及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

#### (2) 不特定多数の者が利用する施設

スーパー、旅館、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定するなど、避難体制の整備に努める。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 指定避難所に係る市との事前調整

#### 【避難場所・避難所の概念】

##### 1 避難場所（一時避難）

避難場所は、災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所である。地域の一時的な避難場所は、町内会・自治会、自主防災会が選定する市の公園等とする。

また、市は、指定避難所を開設する施設（小・中・高等学校等）や大人数の一時避難場所としての広域避難場所（規模の大きい公園等）などを市指定緊急避難場所としてあらかじめ災害種別ごとに定める。

##### 2 避難所（中・短期避難）

避難所は、災害時に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある市民が応急生活をするための場所である。

なお、市は小・中・高等学校等の施設を指定避難所としてあらかじめ定める。

また、災害の規模等に応じ、次の区分を設ける。

第1次避難所：災害発生時等において第1次に開設する指定避難所で、主に小学校としている。

第2次避難所：第1次避難所に収容しきれない場合等において、第2次に開設する指定避難所で、主に中学校としている。

第3次避難所：第1次避難所、第2次避難所が収容しきれない場合等において、第3次に開設する指定避難所で、主に高等学校としている。

その他避難所：第1次、第2次、第3次避難所を補完する指定避難所。

## 第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

防災危機管理部 建設部 商工労働部 農林水産部 上下水道部 環境部 福祉保健部 こども家庭部 病院事業部

災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

なお、市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

さらに、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

### 1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合に備えて、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

#### (1) 食料等の備蓄（資料6－5参照）

被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、市は、避難所との地理的条件等を考慮した、地域分散型の備蓄場所を確保し、緊急に必要な物資を計画的に備蓄しておく。

広域的な災害が発生した場合、復旧体制が整うには約3日かかると言われており、本市では当面必要な量の備蓄に努める。あわせて、毛布等の生活必需品の備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定にあっては、乳幼児・高齢者・女性・障害者などに配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

また、災害時においては、物資を相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。

#### (2) 物資の調達先の確保

公的備蓄とあわせ、流通備蓄の検討や物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、避難収容対策など応急対策上必要となる幅広い品目の物資の調達・確保に努める。また、流通備蓄による物資の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

併せて、富山市災害時等協力事業所登録制度を推進し、地域の企業、事業所からの物資等の協力を得られるよう努めるとともに、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた物資の備蓄を奨励するものとする。

#### (3) 輸送手段の確保

被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、市は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ検討しておくものとする。



また、物資の輸送等の手段を確保するため、物流等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

(4) 市民への啓発

市民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。

家族構成に応じた最低3日分（推奨1週間分）の非常食とともに携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパーなど必要最小限の生活必需品を含む非常持出品を準備する。特に乳幼児、高齢者等のいる世帯は、必要な物品を検討し十分な備えをする。

**2 飲料水等の確保**

(1) あらかじめ、当座必要な水量の飲料水の備蓄に努める。

(2) 非常災害時における応急給水計画を作成する。その際、医療機関や社会福祉施設・要配慮者利用施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(3) 給水タンク等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。

(4) 市民及び自主防災組織に対し、貯水について以下のことを啓発・指導する。

ア 貯水しておく水量は、1人1日3リットルを目安とし、世帯人数の最低3日分（推奨1週間分）を目標とする。

イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

(5) 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。

(6) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水タンク等による応急給水等について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

**3 資機材の整備**

日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。

**4 医薬品等の確保**

(1) 市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。

(2) 市は、避難生活に必要な常備薬の配備に努める。

**5 電源の確保**

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

**6 防疫対策**

(1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効であるマスク、消毒液等の備蓄に努める。

(2) 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、市職員、医師、衛生技術者、保健師又は看護師等をもって編成する。

## 7 し尿処理対策

- (1) 災害規模や避難所の規模に対して必要とされる仮設トイレやマンホールトイレの数量等について、具体的な確保対策計画の策定に努める。
- (2) 日ごろから、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

## 8 帰宅困難者対策

公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

関係各部

## 第13節 災害復旧・復興への備え

### 1 災害廃棄物の発生への対応

市は、県及び国等と連携し、風水害等による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の堅牢化・安全化等に努める。また、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

市は、災害廃棄物の処理に関する国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害破棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

### 2 各種データの整備保全

市は、県及び国との連携のもと、復興の円滑化のため、あらかじめ、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

特に、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

### 3 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

## 第14節 防災訓練の実施

防災危機管理部 消防部 関係各部

災害時に、各防災関係機関等が実施する応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要であり、各防災関係機関や要配慮者を含めた地域住民等と緊密に連携し、総合訓練や個別訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

### 1 総合防災訓練

市は、様々な災害条件を想定するとともに、時間帯等様々な条件に配慮し、地域住民の協力・参加を得て、県又は防災関係機関と共同して、災害対策基本法第48条に基づく、総合的な防災訓練を実施する。また、この訓練では実践的で実効性のある訓練となるよう、住民参加による避難所運営などの災害応急対策に係る訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

### 2 個別防災訓練

#### (1) 水防訓練

水防法第32条の2の規定に基づき、水防活動の習熟を図るため、水防工法等の現地訓練を実施する。

#### (2) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防ぎょ活動の万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的として必要な訓練を行う。

#### (3) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させるよう努める。

#### (4) 集客施設等における防災訓練

集客施設等の管理者は、日頃から災害についての認識を高めるとともに、利用者等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。

#### (5) その他の訓練

市、防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策に基づき、通信訓練、図上訓練、参集訓練等を実施するものとする。

### 3 訓練結果の評価・改善

訓練実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

### 4 他の機関が実施する防災訓練への参加

市は、他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、連携強化に努める。

### 5 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

市は、県との連携のもと、自主防災組織等の地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、時間帯等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

### 6 防災訓練における要配慮者などへの配慮

市及び地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

### 7 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

国・県及び市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 第15節 防災知識の普及

防災危機管理部 企画管理部  
教育部 消防部 福祉保健部  
こども家庭部

市は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、市民に対しても「自らの身は自らで守る、みんなのまちはみんなで守る」という防災意識の高揚を図るとともに、気候変動の影響も踏まえつつ、防災広報、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努めるものとする。

### 1 職員に対する教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに、災害時における適正な判断力を養成するため、防災事務又は業務に従事する職員に対し、次により防災教育の徹底を図る。

#### (1) 教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 見学、現地調査の実施
- エ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

#### (2) 教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 業務継続計画の理解と運用
- エ 風水害や地震・津波、火山現象などの災害の特性
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ その他必要な事項

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるとともに、一般職員に対しても、講習会や研修会等を通じ教育を行う。

### 2 教職員及び児童生徒等に対する教育

(1) 教職員に対する防災教育

- ア 初任者研修等において、防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- イ 校長は、教職員各人の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する校内研修を行う。

(2) 児童・生徒等に関する防災教育

児童・生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

- ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。
- イ 児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等の教材を活用し指導する。
- ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。
- エ 住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。

3 市民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持ち出し品の準備等家庭での予防・安全対策などの防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

さらに、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象情報等に関する知識
- (イ) 平常時及び災害発生時の心得
- (ウ) 過去の災害事例
- (エ) 災害危険箇所等に関する知識
- (オ) 避難場所、その他避難対策に関する知識
- (カ) 自主防災組織の役割

<平常時の防災一般に関する心得>

- ・テレビ、ラジオなどの気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。

- ・災害時に、隣り近所の人と協力して避難などができるよう事前に話し合っておく。
- ・災害の危険が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインを作成しておく。
- ・停電に備えて、懐中電灯、ラジオなどを用意しておく。
- ・付近の地形からみて、どんな災害が起こりやすいかよく知り、災害が起こった場合の避難路を確かめておく。
- ・避難するときの携行品を非常袋に入れ、準備しておく。
- ・LPガスのボンベが倒れたり、流されたりしないよう安全にとめておく。
- ・風で折れたり、電線に触れたりするおそれのある木の枝は切り落としておく。
- ・家屋や塀などの補修に努める。この際、電気の引込線のたるみにも注意する。
- ・保険や共済への加入等、生活再建に向けた事前の備えをしておく。

＜平常時から家庭に備えておくもの～例～＞

各家庭の状況に応じて、以下のものを平常時から備えておく。

- ・消火器、バケツ等の消火用具
- ・のこぎり、バール等の救出用具
- ・救急医療セット等の医療用品
- ・最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー
- ・衣服、毛布等の生活用品
- ・懐中電灯等の照明用品
- ・ラジオ等の情報収集用品（乾電池・充電器、携帯電話等バッテリー残量の確認）
- ・その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、眼鏡、入れ歯等）
- ・自動車へのこまめな満タン給油

＜災害発生時に関する心得＞

- ・テレビやラジオで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- ・外出や旅行はできるだけ見合わせる。
- ・窓や雨戸などは、必要に応じ、早めに補強しておく。
- ・浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や2階へ移す。
- ・がけの近くに住んでいる人は、大雨が続くと地盤がゆるみ、がけ崩れの危険があるので、十分注意する。
- ・川の近くに住んでいる人は、川の水かさに注意する。
- ・避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを「切」にする。

＜避難情報等発令時の心得＞

- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとる。
- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確



認する。

- ・ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を理解する。
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動をとる。

#### イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 映画、ビデオテープの利用
- (ウ) ケーブルテレビ、コミュニティ放送、インターネット等の活用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

#### (2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、成人学級、青年団体、女性団体、PTA、事業所団体等各種団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

#### ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等にあわせた内容とする。

#### イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

### 4 要配慮者への配慮

防災知識等の普及にあたっては、外国人、高齢者、障害者等要配慮者にも配慮し、次の項目について実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (2) 障害者、高齢者の災害常備品等の啓発
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) 避難訓練等への参加の呼びかけ

### 5 相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策の相談に応ずる。

### 6 災害教訓の伝承

市は、県及び国と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

## 第16節 自主防災組織等の育成

災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみではなく、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」と認識し行動することが必要である。このため、地域における防災活動の中心として、地域住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

### 1 自主防災組織の育成・指導

- (1) 市は、地域住民自らによる防災組織の結成を促し、その育成に努める。なお、自主防災組織は、地域住民が最も効果的な防災活動が行える区域を単位とし、次の事項に留意する。
  - ア 住宅地における町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、市民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
  - イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、市民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。
- (2) 県等と協力し、防災士の養成を促進するとともに、自主防災組織への、防災士や自主防災アドバイザーの派遣による指導・助言を行うほか、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、防災訓練等を開催し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図る。
- (3) 自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織の活性化等に資することから、連絡協議会の設置を推進する。
- (4) 県と協力し、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に取り組むものとする。

### 2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、市と協力し、「みんなのまちはみんなで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

- (1) 平常時
  - ア 防災知識の普及
  - イ 防災訓練の実施
    - (ア) 情報の収集・伝達訓練
    - (イ) 初期消火訓練
    - (ウ) 避難訓練
    - (エ) 救出・救護訓練
    - (オ) 給食・給水訓練

- ウ 地域内の危険箇所等点検
- エ 防災用資機材等の点検
- (2) 災害発生時
  - ア 情報の収集・伝達
  - イ 出火防止及び初期消火
  - ウ 救出・救護活動の実施
  - エ 避難誘導
    - (ア) 避難誘導時の安全確認事項
      - a 住宅密集地……………火災、落下物、危険物
      - b 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり
      - c 河川、海岸……………決壊、浸水
      - d 代替避難路の検討
    - (イ) 携帯品のチェック
    - (ウ) 要配慮者への配慮
  - オ 避難所の運営協力
  - カ 給食・救援物資の配給及び市の給水・救護物資配給活動への協力
  - キ 防疫活動への協力
  - ク 他地域への応援等

### 3 自主防災組織の体制強化に対する支援

市は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするため、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、県とともに支援するものとする。

また、市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努める。

### 4 事業所等における自衛消防組織等

#### (1) 育成の方針

次の施設において自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 高層建築物、大型量販店及び学校等、多数の者が出入りし、又は居住する施設
- イ 石油類を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

#### (2) 育成強化対策

##### ア 消防法に基づく指導

市は、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき消防計画及び予防規程の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、指導する。

##### イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。

(3) 自衛消防組織等の主な活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等

## 第17節 要配慮者の安全確保

防災危機管理部 福祉保健部  
こども家庭部 企画管理部

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者を災害から守るため、必要な安全確保対策を講ずる。

### 1 在宅の要配慮者対策

#### (1) 支援体制の整備

市は、要配慮者避難支援のため、要配慮者支援班を設置するなど支援体制の整備に努める。また、要配慮者が災害からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

#### (2) 在宅の要配慮者の把握

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

#### (3) 避難行動要支援者名簿

市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

##### ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ① 要介護3～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている者
- ③ 療育手帳の重度(A)の判定を受けている者
- ④ 本市の在宅ひとり暮らし高齢者台帳に掲載されている者
- ⑤ その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出のあった者

##### イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先

⑥ 避難支援等を必要とする事由

⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

エ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

オ 名簿の管理に関する事項

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(4) 避難支援等関係者等

ア 避難支援等関係者への情報提供

市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものとする。

イ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ① 富山市消防局および消防団
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 自治会および町内会
- ④ 富山県警察
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ その他避難支援等の実施に携わる関係者

ウ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置および市が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ③ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。

- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- ⑥ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と必要に応じて協定を締結すること。

#### エ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

#### オ 要配慮者の配慮

市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮に努めるものとする。

#### (5) 在宅の要配慮者の安否確認体制の充実

市は、災害時の在宅の要配慮者の安否確認が円滑になされるよう、地域包括支援センター等関係機関の協力を得て、民生委員、児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、自主防災組織、町内会・自治会、その他関係団体やボランティアとして協力できる者と連携して、安否確認体制の充実を図る。

#### (6) 情報伝達、避難誘導體制等の整備

ア 地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者ごとに複数の避難支援者を定めておくなど、きめ細かな情報伝達、避難誘導體制の確立に努める。

イ 避難所や避難路の指定にあたっては、要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に配慮するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設を借上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

ウ 要配慮者の支援活動の中心となるグループや団体、近隣の地域住民、ボランティア組織、町内会等地域組織の育成に努める。

エ 要配慮者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

#### (7) 防災知識の普及啓発等

ア 要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、県の作成した災害時要援護者支援ガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める（防災知識の周知重点事項等は本節末尾に記載）。

イ 要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練を実施するよう努める。

#### (8) 公共施設等の安全性強化

市は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

## 2 外国人対策

災害発生時に、日本語が不自由な外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し日頃からの災害予防対策の周知に努める。

ア 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを配布することにより、避難場所等の周知や防災知識の普及に努める。

イ 災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

ウ 避難所標識、避難誘導標識等に外国語を併記するように努める。

エ 地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。

## 3 社会福祉施設等における対策

### (1) 避難体制の確立

社会福祉施設及び要配慮者利用施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、災害時における避難体制の確立に努めるものとする。

### (2) 社会福祉施設等の管理者に対する啓発・指導

#### ア 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

#### イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の態様に応じた避難誘導方法を確立しておく。

#### ウ 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者は自力での避難が困難である者が多いが、施設職員だけでは迅速な対応が困難な場合も想定される。そこで、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民や自主防災組織、ボランティアの協力が得られる体制づくりを進める。

#### エ 緊急連絡先の整備

施設と保護者又は家族との連絡が確実にとれるよう緊急連絡先の整備を進める。

#### オ 災害用備蓄の推進

災害発生直後から救援の物資が到着するまでの期間を、施設自らの力で乗り切れるよう、必要な物資の備蓄に努める。

## 4 応急保育の事前措置

(1) 各保育所、認定こども園の責任者は災害の発生に備えて、児童の避難訓練、災害時の事前及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討し、その周知を図るとともに、市、消防局、警察署等の防災関係機関との連絡網を確立する。

(2) 各保育所、認定こども園の責任者は保育所、認定こども園の立地条件を考慮した上、災



害時の応急対策や応急保育の実施方法等について、定めておく。

- (3) 保育所、認定こども園の責任者は災害の発生に備えて、保存食料、飲料水の備蓄に努める。
- (4) 保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する児童の保護に関する対策を講じる。

5 要配慮者への防災知識の周知事項等一覧表

周知事項等 要配慮者の種類	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会（例）
○一般高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活における行動は、健常者とほとんどかわらない。</li> <li>・近い将来、身体機能等の低下が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な防火防災対策（自宅・外出先）</li> <li>・身体機能等の低下に備えた防火防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、パンフレット</li> <li>・防災訓練</li> <li>・一般高齢者の集う各種行事（老人クラブ等）での周知</li> </ul>
○在宅ねたきり高齢者 ○在宅認知症の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人よりもその介護者（女性多い）を対象とした周知となる。</li> <li>・本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>・災害の場合の対処方法（特に避難方法）</li> <li>・防災行動力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャー、ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉・介護保険サービスを通じての周知</li> <li>・地域包括支援センター、民生・児童委員と連携した個別訪問指導</li> </ul>
○虚弱高齢者 ○ひとり暮らし高齢者 ○高齢者夫婦のみ世帯 ○昼間高齢者のみ世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に虚弱な人の場合、防災訓練や研修の場への参加が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>・災害の場合の対処方法（特に避難方法）</li> <li>・災害に関する情報の伝達方法（高齢者から防災機関、防災機関から高齢者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉サービスを通じての周知</li> <li>・地域包括支援センター、民生・児童委員と連携した個別訪問指導</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者</li> <li>○身体障害児</li> <li>○知的障害者</li> <li>○知的障害児</li> <li>○精神障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の種類によって周知内容が異なる。</li> <li>・ 介護者を対象とした周知を配慮する必要がある。</li> <li>・ 本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>・ 災害の場合の対処方法（特に避難方法）</li> <li>・ 防災行動力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉サービスを通じての周知</li> <li>・ スポーツ大会等参加行事での周知</li> <li>・ 学校での防災教育（学級懇談等）</li> <li>・ 障害者の通所施設、障害福祉サービス事業所、支援学校を通じての周知</li> <li>・ 障害者団体主催の集会や参加行事等での周知</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊産婦</li> <li>○乳幼児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練や研修の場への参加が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>・ 災害の場合の対処方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師訪問時の周知</li> <li>・ 産婦人科、小児科等にチラシ、パンフレットを配置</li> <li>・ 保育所、認定こども園、幼稚園の保護者参加行事での周知</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語がわからない、話せるが読めない人が多い。</li> <li>・ 防災訓練への参加が見込めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報</li> <li>・ 危険度の認知</li> <li>・ 災害の場合の対処方法</li> <li>・ 避難場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多言語によるパンフレット、チラシ</li> <li>・ ボランティア団体を通じての周知</li> <li>・ 外国人同士のネットワーク</li> </ul>

## 第18節 災害ボランティア受入体制の整備

市民生活部 関係各部

大規模災害発生時において、県内外からかけつける多くのボランティアが発災直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう富山市災害ボランティア本部の設置及び運営について支援するとともに、災害ボランティアの育成に努める。

また、市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 1 ボランティアの定義と位置づけ

ボランティアは、自らの意思により、自発的に様々な活動を行うものであり、市としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、市の被災状況・避難所開設状況等の行政情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、ボランティアと行政が協働して応急活動等が円滑に行われるよう努める。

### 2 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門的知識や技能、資格を必要とし、通常行政等関係機関からの要請に基づいて活動する「専門的なボランティア活動」と、主に被災者の生活支援を目的に誰でも参加できる「一般的なボランティア活動」とがある。

#### (1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助、医療救護
- イ 建築物の危険判定
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の捜索
- オ 特殊車両等の運転操作
- カ その他、特殊な技術を要する作業

#### (2) 一般的なボランティア活動

- ア 避難場所管理運営補助
- イ 高齢者、障害者等要配慮者の介助、誘導
- ウ 手話、外国語の通訳
- エ 救援物資の仕分け、運搬、配布
- オ 被災者への炊き出し、給水

カ 家財の搬出、家屋の片付け、がれきの処理

キ その他、被災者の生活支援

### 3 ボランティアの普及、養成

#### (1) ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、災害時のボランティア活動に対する理解と意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請するよう努める。

#### (2) ボランティアの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護やホームヘルパー、手話、通訳等として、日ごろ、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待される場所であり、協力が得られるよう努める。

### 4 ボランティアの受入体制の整備

#### (1) 富山市災害ボランティアネットワーク会議の設置と相互協力

大規模災害発生時には、速やかな「市災害ボランティア本部」の設置とその円滑な運営が求められる。このため、「富山市災害ボランティアネットワーク会議」を設置し、平常時から災害時におけるボランティアの円滑な受入などについての諸問題の検討やボランティア関係団体等との連携強化を図るなど、相互協力体制を強化し、ボランティア受入体制の整備に努める。

#### (2) 災害救援ボランティアコーディネーターの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成を促進する。

#### (3) 災害ボランティア本部活動マニュアルの作成

災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、「富山市災害ボランティア活動指針」が作成されている。市は、これをもとに風水害、地震等の被害状況に応じた災害ボランティア本部活動マニュアルを作成し、この指針と一体的な運用が図られるよう努める。

#### (4) 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

## 第19節 孤立集落の予防

市は、土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立するおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。

### 1 実態の調査等

市は孤立するおそれのある集落毎に防災に関する基本情報（集落の連絡責任者、集落人口、要配慮者の状況等）の台帳を集落の住民と協議して整備し、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

### 2 孤立集落の機能維持

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、市民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明設備
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

### 3 通信連絡体制の整備

市は、孤立するおそれのある集落との通信を確保するため、次のとおり非常時に備えた連絡体制の整備に努めるとともに、運用等についても具体的に定めておく。

- (1) 防災行政無線の整備
- (2) 加入電話による市民との連絡網の確立
- (3) 非常通信の確保
- (4) 他の機関の通信手段の活用
- (5) 衛星通信の配備

### 4 事前措置

- (1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立化し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

- (2) 救急、救助体制の整備

市は、孤立した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、輸送手段の確保等について事前に計画を作成しておくものとする。また、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が有効であることから、市は、県と連携して孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備し

ておく。